

第 4970 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 4月24日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 相続税額の2割加算

Q：相続税では、財産をもらう人によって税金が高くなる制度があるそうですが、どのようなになっているのですか？

A：2割加算になる人がいます。

【解説】

相続税には、相続税額の2割加算という制度があり、相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の場合に相続税額を2割増しにしています。

この場合の一親等の血族には、被相続人の父母や子が該当しますが、被相続人の直系卑属である者がその被相続人の養子となっている者は含まないこととされています。

したがってたとえば、被相続人の子の配偶者や配偶者の連れ子が、被相続人の養子になっているような場合は、子の配偶者や配偶者の連れ子は2割加算の対象になりませんが、孫が養子になっている場合には、相続税の2割加算の対象となります。

ただし、被相続人の子が被相続人の相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、孫が子の代襲相続人となっている場合は、相続税の2割加算の対象とはならないこととなっています。

なお、相続人が、相続を放棄した場合には、相続人であっても2割加算の対象になるとされています。

